

児童虐待の防止と子育て支援について

(児童虐待相談対応と施設・里親等措置)

1 はじめに

子どもを安心して産み育てることができる社会の実現を目指し、国や地方自治体、民間団体、NPO等が連携しながら、様々な支援が実施されている。

一方で、子育て世帯の中には、仕事と子育ての両立や自らの疾病・障害、親の介護、貧困など様々な課題や不安に直面している家族も少なくない。また、令和2年初頭から続くコロナ禍の影響もあり、家庭内でのストレス増加や、経済面の不安増大等による、児童虐待の増加が依然として懸念されている。

本市においても、子育てへの不安感やコロナ禍の家庭生活への影響を念頭に、子ども総合センターをはじめ、各区子ども・家庭相談コーナーや、医療機関、警察等の要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携しながら、児童虐待の早期発見、早期対応に努めているところである。

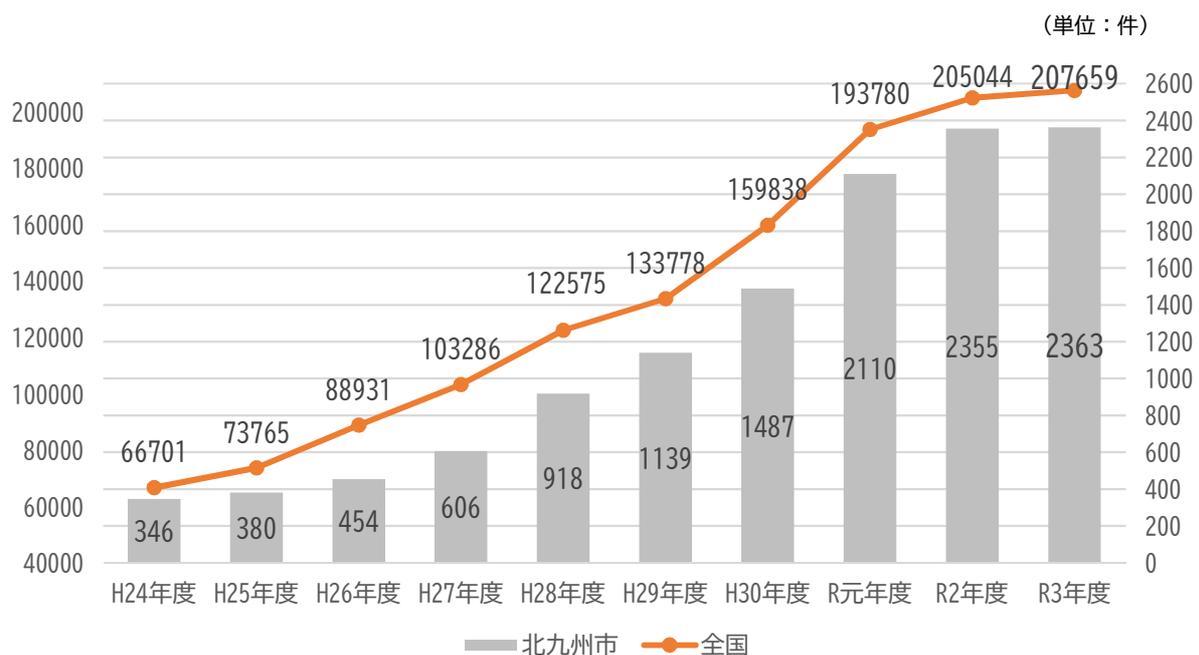
今回は、今年9月に発表された、「令和3年度 児童虐待相談対応件数（速報値）」の報告と、保護者による家庭での養育が困難な子どもたち等が入所する「児童養護施設」、「里親」等への措置について説明をするもの。

2 児童虐待相談対応件数について

(1) 全国と本市の児童虐待相談対応件数

令和3年度の、全国の相談対応件数は207,659件（速報値※）で過去最多。対前年比1.3%増（令和2年度は5.8%増）であった。

本市においても、2,363件で過去最多。対前年比0.3%増（令和2年度は11.6%増）となった。



※R4.9.9厚労省発表「令和3年度児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」引用

(2) 主な増加要因（数値について）

- ① 全国の公表数値における主な増加要因としては、
 - ア 心理的虐待の増加
(構成比60.1%、R2年度より3,388件の増加)
 - イ 家族親戚、近隣知人、児童本人からの通告の増加
(構成比23.1% R2年度より1,427件の増加)と分析されている。

- ② 本市においても、
 - ア 心理的虐待 1,548件
(構成比65.5%(R2年度65.5%)、R2年度より5件の増加)
 - イ 家族親族、近隣知人、児童本人 547件
(構成比22.9%(R2年度21.2%)、R2年度より48件の増加)と、全国の数値分析と同じく高い比率であり、国と同様な傾向が見てとれる。

(3) 主な増加要因（内容について）

- ① 児童虐待への関心の高まり
昨今の虐待に関するニュース（千葉県野田市や札幌市、最近の大阪の孫置去り、福岡県篠栗町の餓死事件）等の事案等を受けて、児童虐待問題に対する国民、北九州市民の関心が高まっていること。
→本市においては、平成31年4月1日に「北九州市子どもを虐待から守る条例」を施行し、周知・啓発に積極的に取り組んでいることも一因では。

- ② 警察からの通告増
平成28年度以降、警察からの児童通告が大幅に増加しており、全国の公表数値の49.7%となっていること。
→本市においては、全体の52.4%と全国を上回る構成比（通告は、前年度と同数の1,238件（前年比±0））となっている。

(4) 相談内容の変化とコロナ禍の影響

- ・警察からの児童通告の多く（約6割）が心理的虐待、面前DV
- ・日々受け付ける相談の中でも、家族間、親子間の諍いに係る相談が目につく
→コロナ禍による家時間の増大等、家庭自体のライフスタイルが変化してきている影響が、少なからずあったのではないかと推察。

3 施設・里親等への措置について

(1) 児童の社会的養護

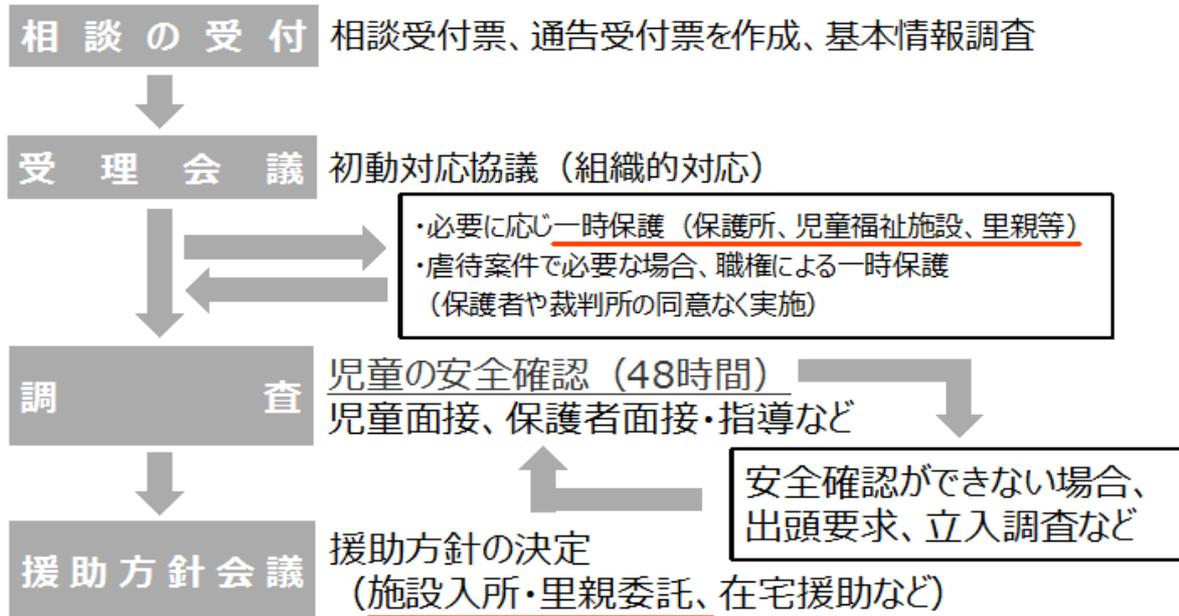
子どもや家庭への支援は、戦後、孤児を保護するために民間(個人)による養護施設が開設されたことから始まり、1948年に児童福祉法が成立してからは、行政が児童福祉施設を認可するとともに、里親制度も法制化し、いわゆる「社会的養護」の両輪として、子どもや家庭の支援を行ってきた。

児童相談所は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、または児童の心身の状況等を把握するため、一時保護所や児童福祉施設（児童養護施設や乳児院、

福祉型・医療型障害児入所施設、児童自立支援施設等)で、児童の「一時保護」を行うことができる(児童福祉法第33条)とされている。

この「一時保護」の後、保護者の家庭での養育が困難な場合は、児童福祉施設や里親等へ、「措置」をすることになる(児童福祉法第27条)。

(参考：相談の受付からの流れ)



(2) 措置人員の推移

① 年度末措置人員推移

児童福祉施設と里親を合わせて、概ねR3年度末で約460人を措置している(市内施設と里親で約400人を措置)。

上段・・・市外+市内 下段・・・市内 単位：人

単位：人

施設名 ※カッコ内数字は市内施設数	年度末措置人員		
	R1	R2	R3
乳児院(1)	29	19	22
	28	19	21
児童養護施設(7)	313	288	294
	309	285	288
心理治療施設(0)	8	9	6
	0	0	0
児童自立支援施設(0)	2	5	1
	0	0	0
福祉型障害児入所施設(2)	34	36	39
	28	28	31
医療型障害児入所施設(2)	15	12	12
	10	10	10
計	401	369	374
市内計	375	342	350

里親措置児童数		年度末措置人員		
		R1	R2	R3
里親	措置児童数	67	68	51
	市内登録里親数	88	96	96
ファミリーホーム	措置児童数	35	38	39
	事業所数	10	10	9

② 市内児童養護施設及び里親 措置児童推移

ア R3年度の児童養護施設（乳児院含む）への新規措置人数は、72人、そのうち虐待を理由に措置したのは19人（全体の26.4%）。

イ R3年度の里親新規措置人数は、35人、そのうち虐待を理由に措置したのは4人（全体の11.4%）。

市内児童養護施設（乳児院含む）			
年度	新規措置入所児童（単位：人）		
	うち虐待	割合	
R1	70	27	38.6%
R2	55	17	30.9%
R3	72	19	26.4%

里親（里親+ファミリーホーム）			
年度	新規措置児童（単位：人）		
	うち虐待	割合	
R1	67	23	34.3%
R2	42	12	28.6%
R3	35	4	11.4%

(3) 措置の理由（事実を基に一部変更）

① 児童養護施設（乳児院含む）

- ・父のDVで離婚し、母子の生活を始めたが借金がかさみ、生活再建のため母が措置を望んだ。
- ・子どもの行動や両親の暴力により親子関係は破たん。父母が養育できないと訴え措置を希望した。
- ・乳児院に一時保護の後、保護者と連絡が取れなくなったため、審査部会を経て措置。
- ・虐待により職権保護。父母は施設措置に同意せず、児童福祉法第28条に基づく家裁審判を経て措置。
- ・不良行為のある少年。家裁送致され、児童相談所長送致の審判。父母と話し合い、本人同意の上で児童養護施設に措置した。
- ・保護者が逮捕。残された家族だけでは幼児二人を養育できないとのことで施設措置に。

② 里親

- ・出産後すぐに、保護者が「養育できない」と訴え、特別養子縁組前提で里親に措置。
- ・保護者が入院し退院見込みが立たず。残された幼児の養育者がいない状態であり、家庭的な養育環境が必要と判断し里親に措置。
- ・学校で不適応反応。父母は養育を放棄した。学校不適応等の原因は愛着不足と考え、マンツーマンで愛情を注いでもらいたいと里親措置を選択。
- ・父母が死亡し、養育者不在となった中学三年生。今通う中学にそのまま通うため、中学校近隣の里親とマッチングし措置した。

4 児童養護施設及び里親措置後の支援について

(1) 児童養護施設

保護者がいない児童や虐待されている子ども、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した子どもに対しても、相談その他、自立のための援助を行う。

① 安全で安心できる居場所の提供

安全・安心に暮らせる生活環境の中で、家族の愛情を体感しながら生活できる居場所の提供。集団生活を通じた、ソーシャルスキル習得の支援を行う。

② 食事提供

年齢、成長に応じ、且つ栄養に配慮した食事の提供を行う。

③ 健康管理

嘱託医や看護師を活用した定期的な健康診断、急病対応。学校とも活用した日々の健康観察を行う。

④ 精神面のケア

被虐待児など複雑な家族背景や知的障害、発達に課題を持つ児童への心理ケアや、児童相談所の児童福祉司や児童心理司と連携しての心理教育を行う。

⑤ 保護者面接

ファミリーソーシャルワーカー（家庭支援専門相談員）等が児童相談所と連携しながら、家族再統合を見据え保護者面接、保護者と児童の面会、外出等を支援する。

⑥ 進路相談

将来の自立に向けた進路相談や奨学金等の受給手続き等を支援する。

⑦ 里親支援専門相談員

児童相談所の里親担当と連携し、所属施設の入所児童の里親委託を推進。里親の新規開拓や、里親向け研修、里親からの相談等アフターケアを行う。

⑧ 自立準備、退所後フォロー

児童相談所と連携しながら、措置解除を見据えた退所後の生活訓練実施、住居選定の支援等を実施。退所後も、定期的に連絡をとり、寄り添いながらのフォローといった、児童の「ふるさと」「家族」としての関り継続。

(2) 里親

何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども達に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する。

- ① 家庭生活の場面で、特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、自分の存在が受け入れられているという安心感の中、自己肯定感を育むとともに、人に対する基本的信頼感を養う。
- ② 家族それぞれのライフサイクルにおける出来事や生き方を体感し、将来、自らが家庭生活を築く上でのモデルとする。
- ③ 人との適切な関係性や、身近な地域社会の中で必要な社会性を養う。
- ④ 特別養子縁組前提で子どもを養育する。

(3) 児童相談所の役割

① 措置の依頼

家庭での生活が困難となった子どもの行き先として児童相談所で検討後、児童養護施設や里親へ入所を依頼する。

② 家庭との連絡調整

保護者連絡や面会日程調整。また、家庭復帰に向け施設や里親、関係機関と連携し、出身家庭の課題解決を図る。

③ 施設・里親の後方支援

養育状況等の成育歴の情報提供・共有や、被虐待児や発達特性がある子どもについて、施設心理士と児童心理司が連携し、面談や心理判定等を行う。

④ 家庭との交流

家庭引取に向け、子どもが保護者と再会し、面会や交流を重ねる際の窓口。面会結果やその後の子どもの様子などを、施設や里親と情報共有しながら、引き取りに向けての具体的な支援方法やスケジュールリングを行う。

⑤ 退所に向けた支援

現状措置は18歳の学年終了まで。退所後は新たな関係機関に引き継ぐなど行う。また、年齢到達以後も継続支援が必要な場合は、20歳まで措置の延長を行う。

⑥ 里親の認定・育成

里親の募集、里親への研修の実施、里親制度の普及・啓発等。

5 今後の児童虐待相談対応と施設・里親等措置について

児童虐待は、子どもの生命に危険を及ぼす最も重大な権利侵害であり、いかなる理由があっても許されるものではない。環境が刻々と変化する中で、支援を必要とする家庭のニーズや状況の把握に努めながら、子どもたちの安全・安心な暮らし、輝かしい未来を守るために、児童虐待の防止とともに、虐待の早期発見、迅速で適切な対応に真摯に取り組んでまいりたい。

また、今回紹介した児童養護施設や里親では、親元を離れ、また虐待で傷ついた子どもたちの心を、施設、里親それぞれの特性を活かして、癒し、そして励まし、勇気づけ、その傷が癒えるまで寄り添ってくださる。子どもの福祉の実現に欠かせない最後の砦であり、我々児相の良きパートナーでもある。引き続き、子どもたちとその家族のため、連携して参りたい。